

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成30年度
計画主体	北海道美瑛町

美瑛町鳥獣被害防止計画（第4次）第2版

<連絡先>

担当部署名 美瑛町役場農林課林務係
所在地 北海道上川郡美瑛町本町4丁目6番1号
電話番号 0166-92-4390（直通）
FAX番号 0166-92-4414
メールアドレス nourin@town.biei.hokkaido.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	美瑛町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成30年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	水稻	被害額 6,419千円 被害面積 6.5ha
	小麦	被害額 2,288千円 被害面積 16.4ha
	そば	被害額 43千円 被害面積 0.49ha
	小豆	被害額 733千円 被害面積 2.0ha
	大豆	被害額 1,072千円 被害面積 4.3ha
	玉葱	被害額 1,098千円 被害面積 0.4ha
	スイートコーン	被害額 4,972千円 被害面積 7.1ha
	デントコーン	被害額 1,055千円 被害面積 2.4ha
	ピート	被害額 9,197千円 被害面積 10.6ha
	その他果菜類(南瓜)	被害額 1,200千円 被害面積 1.76ha
	葉茎菜類(ブロッコリー)	被害額 210千円 被害面積 0.38ha
	馬鈴薯	被害額 11,404千円 被害面積 5.29ha
	その他根菜類(大根・人参)	被害額 2,955千円 被害面積 0.8ha
	その他農作物	被害額 9,370千円 被害面積 0.23ha

	計	被害額 52,016 千円 被害面積 58.65ha
ヒグマ	スイートコーン	被害額 142 千円 被害面積 0.132ha
	デントコーン	被害額 1 千円 被害面積 0.002ha
	ピート	被害額 23 千円 被害面積 2.033ha
	その他農作物	被害額 227 千円 被害面積 0.036ha
	計	被害額 393 千円 被害面積 2.203 千円
アライグマ	スイートコーン	被害額 20 千円 被害面積 0.028ha
	その他果菜類（南瓜）	被害額 5 千円 被害面積 0.007ha
	その他農作物	被害額 293 千円 被害面積 0.466ha
	計	被害額 318 千円 被害面積 0.501ha
合計		被害額 52,637 千円 被害面積 61.229ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

エゾシカ	<p>エゾシカは、俵真布地区、上宇莫別地区内にある国有林や白金地区にある鳥獣保護区等の森林で越冬し、融雪後、人里に降りてきて農地に出現し農作物を探食する。</p> <p>年間捕獲頭数は約 700 頭であり、美瑛町一円において被害は減少傾向にある。</p> <p>生息状況についても個体数が減少していることが推測されるが、依然として農作物の発芽時期から収穫時期までの長期にわたり出没、被害とともに農業者にとって深刻な問題となっている。</p>
ヒグマ	<p>例年、スイートコーンやピートを中心とした農作物被害がある。出没については、美瑛町一円において年間 40 件の目撃情報が寄せられ、近年は住宅地付近にも頻繁に出没が見られ、住民生活の安全確保対策が求められている。</p>

アライグマ	<p>平成 29・30 年度の年間捕獲頭数が、平成 28 年度と比して大幅に増加している。</p> <p>生息数も大幅に増加しているものと推測され、生育地域が拡大していると思われる。例年、スイートコーンのほか、ハウス野菜を中心に農作物被害がある。急増な増加傾向にある農業者からの駆除要請に応えるため、農作物被害防止のために捕獲体制を整備し対応している。</p>
-------	--

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値（平成 30 年度）	目標値（平成 33 年度）
エゾシカ	被害額	52,016 千円	36,410 千円
	被害面積	58.65ha	41.05ha
ヒグマ	被害額	393 千円	215 千円
	被害面積	2.203ha	1.458ha
アライグマ	被害額	318 千円	222 千円
	被害面積	0.5ha	0.35ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕 獲 等 に 関 す る 取 組	<p>[捕獲体制の整備]</p> <p>鳥獣被害防止特措法に基づく、鳥獣被害防止対策実施隊を設置し、隊員を北海道獣友会旭川支部美瑛部会の会員から任命。</p>	近隣自治体と比較し、比較的実施隊の人数は多いものの、高齢化は進んでおり、若年層の隊員確保と技術継承・向上が今後の課題。
	<p>(エゾシカ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元獣友会の協力を得て、銃器及びくくりわなによる捕獲を実施 	<p>(エゾシカ)</p> <p>実際に被害を受けている農家から出没通報があって出動しても、既に姿を消している場合がほとんどであり、出没する時間帯も、明け方や銃器を使えない夕方頃が多い。銃器による捕獲は、田畠などの立地条件によって安全対策の観点から使用困難な地域もある。</p>

	<p>(ヒグマ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目撃情報があった場合は、注意看板の設置や地元獣友会の協力を得て、パトロールを実施。 ・農作物に継続的に被害を発生させる場合や人身事故の危険性が高い場合は、地元獣友会の協力を得て、銃器及び箱わなによる捕獲を実施 <p>(アライグマ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防除実施計画に基づき、箱わなによる捕獲を実施 	<p>(ヒグマ)</p> <p>住民からの出没情報を受け現場に向かうが、既にヒグマの姿が無い場合が多い。</p> <p>また、デントコーン畑や密林に潜む傾向があり、存在自体の確認が難しく、銃器による捕獲も難を極める。</p> <p>(アライグマ)</p> <p>平成 18 年に外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、農業者等を捕獲従事者として位置付けて自己所有地において箱わなによる捕獲を行っている。生息数は高止まりな状況にあり、捕獲活動を継続して実施していく。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>電気牧柵の設置については、中山間地域等直接支払制度等を活用し、平成 9 年度より整備を実施している。</p> <p>平成 27 年度 10,200m 平成 28 年度 8,100m 平成 29 年度 13,650m</p>	<p>電気牧柵を設置しているが、老朽化による撤去、また、破損個所多く、柵の切れ間からの侵入、線下をくぐる、飛び越えるなど防護機能が著しく低下してきている。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近 3 ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ①農林関係機関、獣友会、農業団体等で構成する協議会において、被害防止に向けて効果的な対策を協議する。
- ②狩猟免許取得の促進や防除従事者の技能研修の実施など、捕獲担い手の育成を図る。
- ③銃器及びわなによる捕獲活動の実施など、捕獲体制の整備・拡充を図る。
- ④防止対策に携わる者の鳥獣の習性等に関する知識の向上を図る。
- ⑤防護柵による被害防止について、取組の強化を図る。
- ⑥有害獣駆除の更なるパトロール強化を行い、捕獲頭数の増加に努める。
- ⑦鳥獣被害対策実施隊による通年の有害捕獲、一斉駆除活動を実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・関係機関からの構成される連絡協議会において、連携、協力を図り効果的な対策を協議し、有害獣からの農林業被害を最小限に止める。
・また、協議会において鳥獣捕獲を専門に行う美瑛町鳥獣被害対策実施隊を設置し、効果的かつ効率的な被害防止体制を図る。
・捕獲活動の推進（別紙 駆除体制参照）
① エゾシカ（銃器、くくりわな、囲いわな、箱わな） 捕獲対策のより一層の強化を図るために、鳥獣被害対策実施隊の活動として、銃器及びくくりわな、囲いわな、箱わなによる捕獲を実施する。 国有林等に隣接する地区は、入林許可を申請し捕獲する。
②ヒグマ（銃器、箱わな） 捕獲対策のより一層の強化を図るために、鳥獣被害対策実施隊の活動として、銃器による捕獲を実施する。頻繁に出没し被害が発生している箇所は、箱わなによる捕獲を実施する。 国有林等に隣接する地区は、入林許可を申請し捕獲する。
③アライグマ（箱わな） 防除実施計画による防除従事者（農業者等）が捕獲し、被害を最小限に食い止める。 捕獲したアライグマは、委託事業者により殺処分し、一般廃棄物処理施設にて焼却処分する。

- (注) 1 烏獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3 1	エゾシカ ヒグマ アライグマ	・狩猟免許（銃器）の促進。 ・ヒグマ等の捕獲技術向上に向けた取組
3 2	エゾシカ ヒグマ アライグマ	・狩猟免許（銃器）の促進。 ・ヒグマ等の捕獲技術向上に向けた取組
3 3	エゾシカ ヒグマ アライグマ	・狩猟免許（銃器）の促進。 ・ヒグマ等の捕獲技術向上に向けた取組

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方				
近年の有害鳥獣捕獲実績（単位：頭）				
	27年度	28年度	29年度	30年度()は実績見込
エゾシカ	834	579	805	618(733)
ヒグマ	4	0	4	10(10)
アライグマ	134	156	338	305(310)

エゾシカの個体数は、一時期よりは減少したものの、依然として高止まりの傾向にあり、エゾシカの旺盛な繁殖能力を抑えるためには、継続した捕獲が必要であり、鳥獣被害防止対策実施隊における捕獲対策の強化により、更なる農業被害の低減を目指す。

近年は、農地や住居付近など、人里におけるヒグマの目撃情報が著しく増加している。人家や農地周辺に出没した場合には、出没個体の有害性を検討したうえで、問題個体の場合は捕獲により対応し、農作物への被害軽減はもとより、人畜への被害がないよう未然の防止を徹底する。

アライグマは、美瑛町一円に生息地域を拡大しており、目撃情報、捕獲頭数も増加している。直近2年の実績より、今後も生息数の高止まりが予想されることから、防除実施計画を活用し、被害の低減を図る。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	31年度	32年度	33年度
エゾシカ	900頭	900頭	900頭
ヒグマ	-	-	-
アライグマ	400頭	400頭	400頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
(エゾシカ・ヒグマ)
捕獲区域～美瑛町一円とする。
エゾシカは、許可権限移譲を受けたうえで、町の判断により許可する。捕獲期間は、4月から翌年の3月末日までとする。
ヒグマは、道の判断により許可を取る。捕獲期間は、4月から10月末日までの期間とする。
原則、道指定鳥獣保護区及び特定靈供使用禁止区域(銃)は捕獲区域に含めない

い。

捕獲手段～主に銃器(ライフル銃・散弾銃)とし、状況に応じて、わな(エゾシカ：くくりわな、囲いわな、箱わな ヒグマ：箱わな)を使用する。

原則、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法及び同法第36条に規定する危険猟法以外の方法で行う。

(アライグマ)

捕獲区域～美瑛町一円とする。

捕獲手段～防除実施計画により、隨時、防除従事者(農業者等)が捕獲し、被害を最小限に止める。

捕獲後は、委託事業者により殺処分し、一般廃棄物焼却施設にて焼却処分する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(必要性)

エゾシカ及びヒグマの捕獲は、ライフル銃以外の狩猟又はわなを基本とするが、これらの方法で捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力が高いライフル銃を使用する。

(取組内容)

捕獲手段：ライフル銃による捕獲

実施予定時期：平成31年4月～平成34年3月

実施予定場所：美瑛町一円

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
美瑛町一円	エゾシカ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	31年度	32年度	33年度
エゾシカ	電気牧柵の設置 延長約 35,000m 受益面積 120ha	電気牧柵の設置 延長約 35,000m 受益面積 120ha	電気牧柵の設置 延長約 35,000m 受益面積 120ha

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
31～33	エゾシカ	電気牧柵の延長拡大及び管理
31～33	ヒグマ	農林水産廃棄物や生ゴミなどの誘引物の適正管理
31～33	エゾシカ ヒグマ アライグマ	地元猟友会、関係機関等との協議を重ね有効策の検討を行ふとともに、農作物の被害減少、被害拡大の実現に向けて取り組む。

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

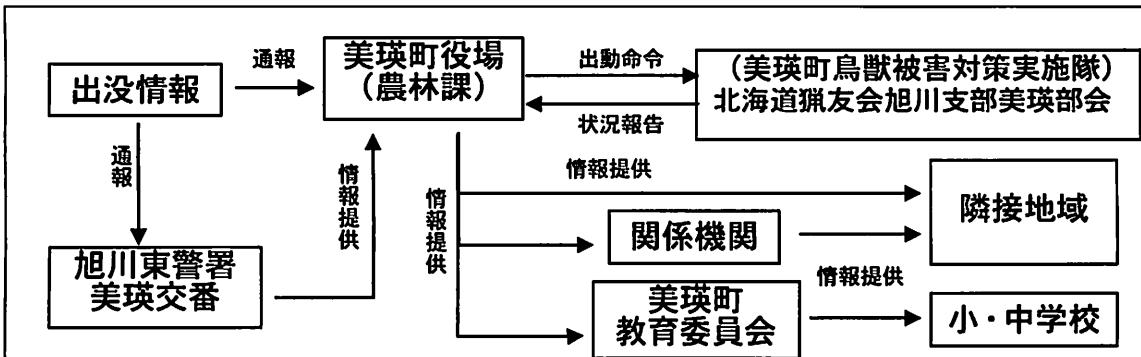
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
美瑛町	危険区域巡回、付近住民への広報、看板設置、出没時駆除要請
旭川東警察署美瑛交番	危険区域巡回、付近住民への広報、警察官職務遂行法に基づく駆除命令
上川中部森林管理署	国有林内作業員への連絡
美瑛町農業協同組合	農業者への情報提供
(美瑛町鳥獣被害対策実施隊) 北海道猟友会旭川支部美瑛部会	出動要請、巡回への協力
隣接自治体	隣接地域への情報提供
鳥獣保護員	被害防止対策への助言及び協力

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合

は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣については、一般廃棄物焼却施設へ運搬し処理する。ただし、地形的要因等により運搬が困難な場合は、生態系や生活環境に悪影響を与えない方法により捕獲場所で埋設する。また、一部はシカ肉として利活用を目指す。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食肉として利活用できる期間は、一部食肉利活用を目指す。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、
捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	美瑛町鳥獣被害防止対策連絡協議会
構成機関の名称	役割
美瑛町	総括的な協議会の運営
美瑛町農業委員会 上川農業改良普及センター大雪支所 美瑛町農業協同組合 北海道中央農業共済組合 美瑛町森林組合 日本甜菜製糖(株)美瑛原料事務所 美瑛町農業振興機構	被害防除対策、被害状況調査及び把握、生息・出没など情報提供

北海道獣友会旭川支部美瑛部会	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止実施隊及び対象鳥獣捕獲員に任命を受け、捕獲活動などの被害防止対策の実施 ・エゾシカの一斉捕獲活動に参加
----------------	---

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
旭川東警察署美瑛交番	被害予帶出没箇所の情報提供及び協力
上川中部森林管理署 美瑛合同森林事務所	隣接箇所における出没箇所情報の提供及び協力
北海道鳥獣保護管理員	野生鳥獣保護のための助言及び指導 鳥獣捕獲及び防除対策への助言及び協力

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊の設置

設置年月日：平成24年4月1日

構成員：50名(平成30年度)

鳥獣被害対策実施隊の構成

- ・実施隊員は、北海道獣友会旭川支部美瑛部会会員より選出し構成する。

鳥獣被害対策実施隊の活動内容

- ・被害農家への啓発や防除方法の指導を行う。
- ・有害鳥獣の駆除及び捕獲技術向上研修の実施。
- ・農林業被害状況調査及び生息環境管理業務の実施。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定期限等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

担い手育成のため、狩猟免許取得への助成事業、捕獲技術や被害防除の研修会の実施。捕獲度の処理簡素化について検討を行う。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

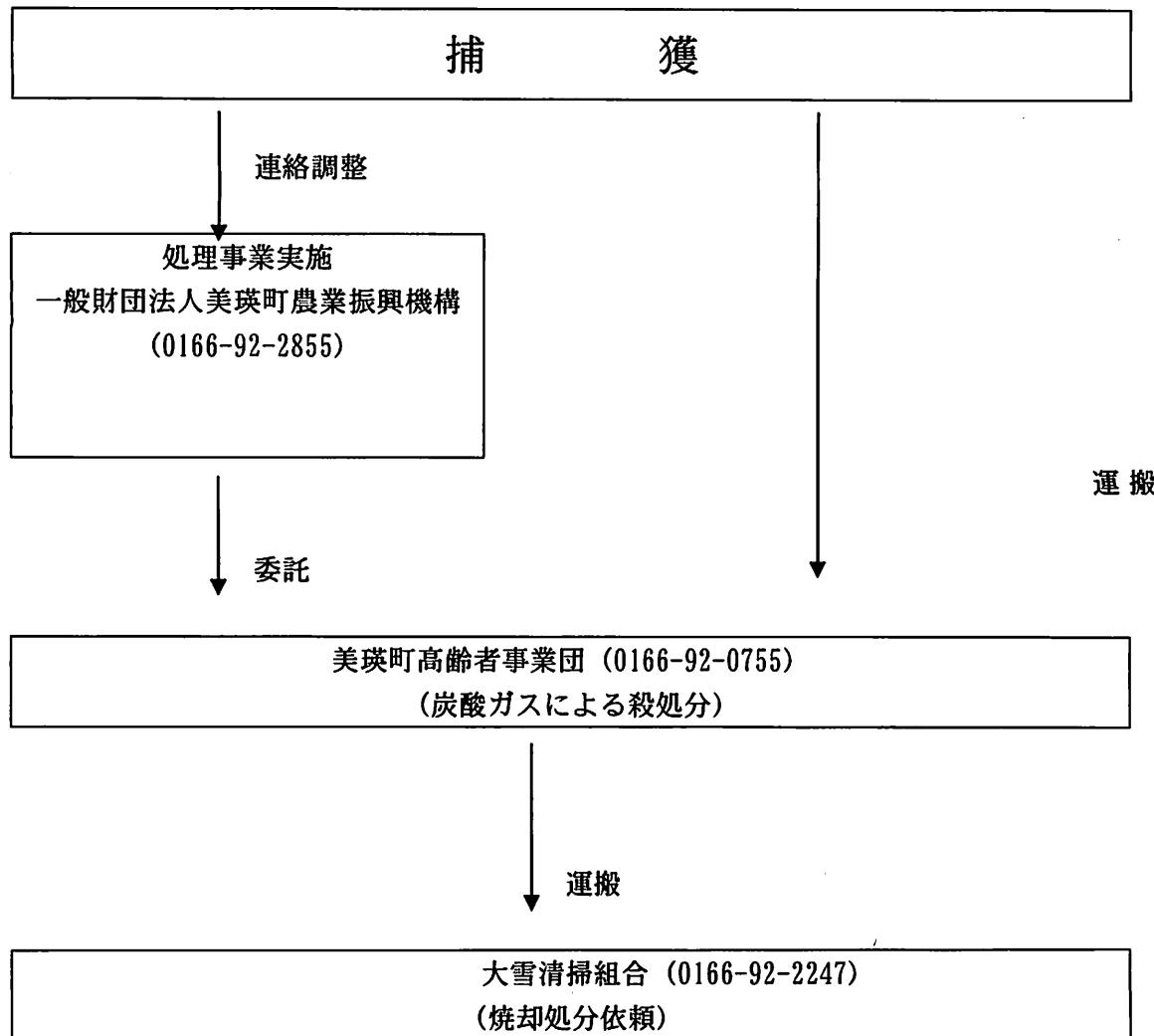
別紙

アライグマ駆除体制

捕獲事業者実施者 美瑛町長 角 和 浩 幸 (農林課林務係)

捕獲従事者 農業者 外 120 名

(連絡体制)



エゾシカ・ヒグマ駆除体制

駆除事業実施者 美瑛町長 角 和 浩 幸 (農林課林務係担当)

駆除従事者 (美瑛町鳥獣被害対策実施隊)
北海道獣友会旭川支部美瑛部会 部会長 川 崎 章 道

(連絡体制)

美瑛町長 角 和 浩 幸 (0166-92-1111) (農林課 林務係担当)
(美瑛町鳥獣被害対策実施隊) 駆除事業実施責任者 北海道獣友会旭川支部美瑛部会 部会長 川 崎 章 道 (0166-92-4480)